別表六(二)付表三の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人又は連結法人が令第141 条の4第1項(国外事業所等に帰せられるべき資本 に対応する負債の利子)に規定する国外事業所等に 帰せられるべき資本の額を計算する場合に記載しま す。

なお、この明細書は、適用の対象となる国外事業 所等(法第69条第4項第1号《外国税額の控除》に 規定する国外事業所等をいいます。以下同じ。)ご とに作成し、連結法人については、適用の対象とな る国外事業所等に係る各連結法人の法人名を「法人 名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「総資産の帳簿価額の平均残高 5」又は「総資産の帳簿価額の平均残高 10」の各欄は、令第141条の 4第3項第1号イ(1)に規定する総資産の帳簿価額 の平均的な残高として合理的な方法により計算した 金額を記載します。この場合、その金額の計算に関 する明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「総負債の帳簿価額の平均残高 6」又は「総負債 の帳簿価額の平均残高 11」の各欄は、令第141条の 4第3項第1号イ(2)に規定する総負債の帳簿価額

- の平均的な残高として合理的な方法により計算した 金額を記載します。この場合、その金額の計算に関 する明細を別紙に記載して添付してください。
- 4 「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 7」及び「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 8」、「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 15」、「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 36」、「総資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 37」又は「国外事業所等に帰せられる資産の額について発生し得る危険を勘案して計算した金額 45」の各欄に記載した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 5 「規制上の自己資本の額 35」は、令第141条の4 第3項1号ロに規定する規制上の自己資本の額を記載します。